

EU国際私法における承認論

北澤安紀

- 一 はじめに
- 二 EUにおける相互承認原則の確立及びその適用範囲の拡大
 - 1 相互承認原則の確立
 - 2 相互承認原則の適用範囲の拡大
- 三 EU国際私法における承認論
 - 1 問題設定
 - 2 承認の意義
 - 3 承認の対象
 - 4 承認の要件及び効果
- 四 おわりに

一 はじめに

本稿は、EU法上認められている「相互承認原則」が近時のEUの国際私法理論に与えつつある影響について論じることを目的とする。EU法上の「相互承認原則」の適用範囲が拡大していくにつれ、従来の国際私法による準拠法決定のプロトコルとは別に、構成国相互間での裁判及び法律関係の承認という方法がより重視されるようになってきている。それに伴い、EU構成国の中でも特に、ドイツやイタリア、フランス等の国際私法學説において、この承認という方法が従来の国際私法による準拠法指定の方法と競合する方法として当然に認められてよいものなのかどうかが議論されるようになってきている。二〇〇一年にJaymeとKohlerの論文が公表されて以来、この承認という方法について論じる文献が相次いで出てきている。⁽¹⁾このような議論を今かりに「承認論」と呼ぶならば、「承認論」がEUで行われるようになった背景には、EU法上の原則として「相互承認原則」が認められ、その適用範囲が拡大されるようになってきたことがある。

もともとこの相互承認という考え方は、初めは、物の自由移動に関して、欧州司法裁判所(E CJ)の一九七九年のカシス・ド・ディジョン(Cassis de Dijon)事件における先決裁定によって認められたものである。後に述べるように、この判決が示した、一構成国において適法に生産され、取引されている限り、当該産品が他の構成国においても輸入を認められるべきであるという原則は、「相互承認(mutual recognition)」原則と呼ばれるようになり、最近では、EU機能条約八一条を根拠に、⁽²⁾民事司法協力の関連立法の中で判決の相互承認という形で、例えば、「民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認及び執行に関する二〇〇〇年一月二二日の理事會規則(EC) 44/2001(以下、「ブリュッセルI規則」という)⁽³⁾」や「婚姻及び婚姻当事者間の子に対する親責任に関する事件の裁判管轄及び判決の承認執行に関する理事會規則1347/2000(以下、「ブリュッセルII規則」という)⁽⁴⁾」

そして「理事会規則 1347/2000」を廃止する、婚姻及び親責任に関する事件の裁判管轄及び判決の承認執行に関する二〇〇三年一月二七日の理事会規則 2201/2003（以下、「ブリュッセルⅡ bis 規則」という⁽⁶⁾）等においてそれが強調されているのはじめ、判決以外のいふなれば「法的状況 (situations juridiques)」の承認、すなわち、構成国相互間での会社の法人格の承認や氏等の身分行為の承認の場面にもその原則の適用が拡大されてきている。すでにわが国でも紹介されているとおり、欧州司法裁判所は、一九九九年の Centros 事件、二〇〇二年の Überseering 事件、二〇〇三年の Inspire Art 事件、二〇〇五年の SEVIC Systems AG 事件等において、EUの他の構成国で設立された会社の法人格につき、EC 条約四三条・四八条（EU 機能条約四九条・五四条）から導かれる「法人の開業の自由」の観点から、これを承認し、さらに、二〇〇三年の Garcia Avello 事件では、EC 条約一二条（EU 機能条約一八条）及び一七条（EU 機能条約二〇条）から導かれる「EU 市民権としての国籍差別からの自由」の観点から、他の構成国での氏名を承認する裁定を下した。このように EU 内部で判決の相互承認原則が強調されてきている一方で、その進展のためには、各構成国の手続法に関するミニマムスタンダードの確立の必要性も認識されるようになってきているようである⁽⁷⁾。

そして、この「相互承認原則」の拡大が EU 構成国の国際私法理論に対して一定の影響を及ぼしつつあるとの指摘が注目される。すなわち、このような「相互承認原則」の適用範囲の拡大とともに、EU において、法の統合を進める際に使われる手法として、承認という方法が、従来の抵触法的手法と競合する手法として注目され始めている。それと同時に、そもそも承認という手法が法統合を進める際の有用な手段たりうるのかという観点から、承認という方法の意義、承認の対象、承認の要件、そして、承認という方法を用いることの問題点等が議論されるようになってきている。

そして、このような EU の「承認論」における議論の争点は、ブリュッセルⅠ規則やⅡ bis 規則等ですでに認

められている判決の相互承認についてはなく、むしろ、法的状況の承認を認めるべきか否かという点にあるといえる。すなわち、一構成国で適法に創設された法的状況を他の構成国は当然に承認すべきなのか否か、あるいは、他の構成国はあらたに国際私法による準拠法の指定を行い、再度その法的状況を評価すべきなのかという問題設定がされているのである。

以上のような問題状況を踏まえ、本稿では、まず、EUにおいて「承認論」が行われる発端となったEU内部における相互承認原則の確立及びその適用範囲の拡大について概観した上で、つぎに、その相互承認原則の拡大を受けて、EUの国際私法上「承認論」としてどのような議論が行われるようになっていくのかについて紹介する。特に、最近のEU内部での承認論等を踏まえながら、そもそも、この原則が国際私法や国際民事手続法の方論から見てどこに位置づけられるべきものなのかという点について若干の分析を試みることにし、最後に今後の展望を述べて本稿を締めくくるとしたい。

二 EUにおける相互承認原則の確立及びその適用範囲の拡大

1 相互承認原則の確立

まず、EUにおいて相互承認 (mutual recognition) という考え方が認められる契機となった欧州司法裁判所の一九七九年のカシス・ド・ディジョン (Cassis de Dijon) 事件⁽⁸⁾における先決裁定を紹介する。

一九七九年の Cassis de Dijon 事件

【事実】

フランス産のリキュール酒「カシス・ド・ディジョン (Cassis de Dijon)」はアルコール含有量が一五〜二〇％であり、フランス国内で自由に取引されていた。それに対し、ドイツの法令によれば、そのようなフルーツ・リキュールのアルコール含有量は最低二五％以上でなければ、ドイツ国内で輸入販売することができなかった。ドイツではこの法令は、国産品であれ、輸入品であれ、一律に適用されていた(非差別適用措置)。ドイツの Rewe-Zentral 株式会社はフランスからこのカシス・ド・ディジョンを輸入販売しようとして、所轄の官庁 (Bundesmonopolverwaltung für Branntwein) に輸入許可を申請したが、ドイツの法令の規定を理由に、カシス・ド・ディジョンのドイツでの販売は禁止されるとの通知を受けた。そのため、酒類の最低基準のアルコール含有量を規定するこのドイツの法令が EC 条約三〇条 (現 EU 機能条約三四条) で禁止される輸入に対する数量制限と「同等の効果を有する措置」に該当するのかが争われたのが本件である。⁽⁹⁾

【先決裁定】

欧州司法裁判所は、酒類の最低基準のアルコール含有量を規定するドイツの法令は EC 条約三〇条に違反するとの先決裁定を下した。まず、EC レベルで「アルコール及びアルコール飲料の生産及び取引に関する共通の規制が存在しない場合、自国内におけるその生産及び取引に関する全ての事項を規制するのは各構成国である」とした上で、「当該産品の取引に関する各国の立法の相違から生じる共同体内での物品の移動に対する障壁は、それらの規制が『強行的な要請 (mandatory requirements)』、とりわけ、税務監察の実効性、公衆衛生の保護、商取引の公正及び消費者保護といった目的を達成するのに必要であると認められうる限りにおいて、受け容れられなければならない」と述べた。⁽¹⁰⁾ 次いで、ドイツ政府が主張する「強行的な要請」については、公衆衛生と消費者保護の検討を行った結果、それらを受け容れることはできないとして、ドイツの法令が EC 条約三〇条 (現 EU 機能条約三四条) に違反すると判断した。この結論を受けて、「本件 (のドイツの) 規制は、共同体の根本原則の

一つである物品の自由移動に優位する、一般的利益の目的を追求するものとはいえず、その実際上の効果は、この規制を満たさない他の構成国産品を自国市場から閉め出すものであり、EC条約三〇条（現EU機能条約三四条）違反であり、一構成国において適法に生産され、取引されている産品は、他の全ての構成国への輸入を妨げられるべきではない」とした。⁽¹¹⁾

この判決が示した「一構成国において適法に生産され、取引されている限り、当該産品が他の構成国においても輸入を認められるべきである」という原則は、各構成国が、本原国 (state of origin) の規制を、原則として、相互に承認しなければならぬというものであり、「相互承認 (mutual recognition)」原則と呼ばれている。そして、この判決以後、今日まで、相互承認原則の適用範囲は様々な局面に拡大されてきている。

2 相互承認原則の適用範囲の拡大

「相互承認原則」については、前述したCassis de Dijon 判決以降、主として、EUの民事司法協力の分野においてそれが強調されているのをはじめ、⁽¹²⁾最近では、欧州司法裁判所の先決裁定において、物やサービスの自由移動の場面のみならず、会社の法人格の承認や氏の承認の場面にまで、その原則の適用が拡大されるようになってきている。

まず、会社の法人格の相互承認に関する先決裁定として、以下の四つの事件、すなわち、一九九九年のCentros 事件¹³、二〇〇二年のÜberseering 事件¹⁴、二〇〇三年のInspire Art 事件¹⁵、二〇〇五年のSEVIC Systems AG 事件¹⁶について紹介した後で、つぎに、氏名の相互承認に関する三つの事件、すなわち、二〇〇三年のGarcia Avello 事件¹⁷、二〇〇八年のGrunkin et Paul 事件¹⁸、二〇一〇年のSayn-Wittgenstein 事件¹⁹について紹介する。

【会社の相互承認】

①一九九九年の Centros 事件⁽¹³⁾

【事実】

デンマークに居住するデンマーク人夫婦が、もっぱらデンマークで営業を行うための会社 Centros 社を、英国で private limited company（法形態としては有限責任会社）として設立した。これはデンマーク会社法上の最低資本金規制を回避するためであった。同社は、英国で設立登記をしていたが、デンマークで活動するためデンマーク通商企業庁（Erhvervs- og Selskabsstyrelsen）に支店登記申請をしたところ、同社の英国での設立がデンマーク法上の規制を回避するためのものであるとして登記が拒絶された。そのため、構成国である英国で適法に設立され登記された事務所を持つ会社が、英国で営業活動をせず、別の構成国であるデンマークで支店を開設して活動しようとし、それがデンマークの最低資本金規制を回避しようとしている場合、デンマークが支店登録の申請を拒絶することが E C 条約四三条・四八条（E U 機能条約四九条・五四条）等に違反するか否かが争われた。

【先決裁定】

欧州司法裁判所は、デンマーク政府のとった措置は E C 条約に違反するとの裁定を下した。ある構成国で適法に設立された会社が、他の構成国で支店等を開設することは、共同体法の適用範囲に入る問題であり、法律回避の動機があるということは共同体法の適用を否定する理由とはならない。ある構成国が他の構成国（ここでは営業活動をしていないが、そこに本拠を有する）の法に従い設立された会社の支店の登記を拒絶することは、E C 条約四三条・四八条（E U 機能条約四九条・五四条）に抵触する。デンマークの行った措置が共同体法の保障する開業の自由の制約として正当化されるか否かについては、①差別的な適用がされていないこと、②一般の利益の喫緊の要求が存在すること、③当該措置が目的の実現の確保に適切なものであること、④当該措置が目的の実現に

必要な限度を超えていないことの四つの要件の充足が必要であり、それらを検討した結果、本件措置は EC 条約に違反するとされた。

この裁定は、EU のある構成国（本件では英国）で設立された会社の法人格につき、EC 条約四三条・四八条（EU 機能条約四九条・五四条）から導かれる「法人の開業の自由」の観点から、これを承認したものである。

②二〇〇二年の Überseering 事件⁽¹⁴⁾

【事実】

Überseering 社（オランダで設立され、アムステルダムで登記されていた）が、一九九〇年一〇月にドイツのデュッセルドルフに土地を取得し、ドイツの会社である NCC 社に当該土地にある建物の改装を依頼したが、Überseering 社は塗装工事に不備があるとして NCC 社に補償を求めた。一九九四年一二月、二人のドイツ人（デュッセルドルフ在住）が Überseering 社の株式の全持分を取得した。一九九六年、Überseering 社は、NCC 社を相手取り損害賠償を求める訴えをデュッセルドルフ地裁に起こしたが、地裁・高裁判決ともに、Überseering 社の全持分の移転によってその本拠はドイツに移転したとして、オランダ法によって設立された法人である Überseering 社は、本拠地法主義に基づき、ドイツで再設立されない限りその本拠たるドイツで法人格を有さず、訴訟当事者となることはできないことを理由に、Überseering 社の訴えを却下した。Überseering 社が上告したところ、BGH（ドイツ連邦通常裁判所）は、先決問題を欧州司法裁判所に付託した。争点となった先決問題は、①ある構成国で適法に設立された法人が別の構成国に後に本拠を移し、後者の国の法によれば、当該法人は訴訟当事者となれない場合に、後者の法によってその法人格及び訴訟当事者能力を決定することは、

EC条約四三条・四八条（EU機能条約四九条・五四条）に違反するか、②EC条約に違反した場合は、法人の開業の自由（EC条約四三条・四八条（EU機能条約四九条・五四条））は、法人の法人格・訴訟当事者能力が、設立準拠法によって決定されるべきことを要求しているか否かである。

【先決裁定】

本件は、ある構成国で設立された会社を別の構成国で承認するか否かという問題である。まず、「他の構成国の法に従い適法に設立された会社に法人格・訴訟当事者能力を認めることをドイツの裁判所が拒絶することが（EC条約の定める）開業の自由に対する制限に該当するか否か」について、欧州司法裁判所は、かりに訴訟当事者能力を否定されてしまうとドイツの裁判所で権利を訴求するためにはドイツ法に基づきドイツで再設立するほかにない。会社はその設立と機能を決定する国内法によってのみ存在しうることから、Ubersetting社の存在そのものは、オランダ法によって設立された会社としての地位と密接不可分である。当該会社のドイツでの再設立という要件は開業の自由の全面的な否定に等しく、開業の自由に対する制限が存在するとした。その上で、本件で開業の自由に対する制限が正当化されるかという点について検討し、債権者保護、少数派株主保護、労働者保護、課税の調整といった目的は正当な目的とされる可能性があるが、そのために法人格を否定し、訴訟当事者能力を否定することは本件では正当化されないとした。さらに②の問題については、ある構成国の法律によって設立され、その国に登録上の本拠を有する法人が他の構成国において開業の自由を行使する場合、EC条約四三条・四八条（EU機能条約四九条・五四条）は、法人が設立準拠法に従って有している法人格・訴訟当事者能力を他の構成国が承認すべきことを要求していると解すべきであるとした。

③二〇〇三年の Inspire Art 事件⁽¹⁵⁾

【事実】

Inspire Art 社は二〇〇〇年七月二八日英国で private company limited by shares として設立された。同社は、単独代表権を持つ唯一の取締役をハーグに置き、アムステルダムに支店を開設して、美術品の売買を行っていた。Inspire Art 社は、オランダの商業登記簿上、オランダ擬似外国会社法 (WFBV) 一条にいう擬似外国会社であること表示なしに登記がされたため、オランダ商工会議所が国内で Inspire Art 社に擬似外国会社として登記するよう求めて提訴したのが本件である。これに対し、Inspire Art 社は、自らは WFBV 上の擬似外国会社に該当しない、かりに該当するとしても、WFBV の規制は共同体法、特に EC 条約四三条・四八条 (EU 機能条約四九条・五四条) に抵触すると主張した。オランダの裁判所は、Inspire Art 社が擬似外国会社に該当するとした上で、先決問題を欧州司法裁判所に付託した。争点となった先決問題は、設立以外に設立準拠法所属国とは何ら関係がない会社について、オランダが WFBV によって追加的な条件を課すことが EC 条約四三条・四八条 (EU 機能条約四九条・五四条) に違反するか否かである。

【先決裁定】

まず、欧州司法裁判所は、WFBV の規定のうち、最低資本金規制及び同法違反の場合の取締役の連帯責任を定めた規定は、EC 条約の保障する開業の自由の行使を制限する効果を持つとした。その上で、それらの規定が開業の自由に対する制限として正当化されるか否かについて検討し、本件は開業の自由に対する制限としての正当化に必要な四つの要件を充足しておらず、他の構成国で設立された会社が二次的な開業の自由を行使するに際し、WFBV のような国内法が最低資本金規制・取締役の責任という形で制限を付加することは EC 条約四三条・四八条 (EU 機能条約四九条・五四条) に違反するとした。

本件は、Centros 事件、Überseering 事件における欧州司法裁判所の基本的な立場を確認したものである。

④二〇〇五年の SEVIC Systems AG 事件⁽¹⁶⁾

【事実】

ドイツで設立された SEVIC Systems AG 社とルクセンブルクで設立された Security Vision Concept SA 社は、二〇〇二年に会社の合併契約を結び、契約では、Security Vision 社の清算なしの解散とその財産の SEVIC 社の包括的移転、SEVIC 社の社名は変更しないことが定められていた。ドイツの Neuwied の区裁判所は、ドイツの変更法 (Umwandlungsgesetz) はドイツに本拠を有する法主体間での合併のみを定めているとして、商業登記簿への合併の記載の申請を拒絶した。SEVIC 社は Koblenz の地裁に上訴した。同地裁は、ドイツに本拠を有する会社と他の構成国で設立された会社との間の合併について、それらの会社間の合併の商業登記簿への記載を下イツの変更法を根拠に拒絶することが EC 条約四三条・四八条 (EU 機能条約四九条・五四条) に違反するか否かという先決問題を欧州司法裁判所に付託した。

【先決裁定】

会社の清算なしの解散及びその会社の財産の他の会社への包括的移転を伴う合併の商業登記簿への記載を、ある構成国において、一般的に拒絶することは、二つの会社の一方がその本拠を他の構成国に有する場合には、EC 条約四三条・四八条 (EU 機能条約四九条・五四条) に違反するとした上で、合併に参加した会社はいずれもその本拠を最初の (最初にその会社に法人格を付与した) 構成国に有するとした。

これら四つの判決は、EUの他の構成国で設立された会社の法人格につき、EC条約四三条・四八条（EU機能条約四九条・五四条）から導かれる法人の開業の自由の観点から、これを承認したものである。これらの判決では、構成国の国内法を評価する場合、それがEC条約（EU機能条約）の保障する開業の自由に対する制限という結果を生じさせているか否か、その制限が正当なものか否かという点が重視されている。これは、法人の従属法の決定基準として設立準拠法主義と本拠地法主義のどちらが望ましいかという抵触法上の観点からの議論ではない。

【氏名の相互承認】

①二〇〇三年の Garcia Avello 事件⁽¹⁷⁾

【事実】

ベルギー在住のスペイン人男性 Garcia Avello とベルギー人女性 Weber は、一九八六年にベルギーで婚姻し、同地で一九八八年と一九九二年に二人の子が生まれた。子はいずれもベルギーとスペインの重国籍者である。ベルギー法上、嫡出子の姓は父の姓となるため、子はベルギーの出生証書に Garcia Avello という姓で登録されているが、スペイン法上は一般に結合姓が用いられており、子は、父と母それぞれの結合姓の最初の部分を、原則として父、母の順で結合した姓を称するため、ブリュッセルのスペイン大使館領事部には Garcia Weber という姓で登録されている。一九九五年両親はこの姓を Garcia Avello から Garcia Weber に変更するようベルギー当局に申し立てたが、結局申立は棄却された。この決定の取消を求められたコンセイユ・デタは、ベルギー当局の措置が EC条約一七条（EU機能条約二〇条）・一八条（EU機能条約二二条）に違反するか否かという先決問題を欧州司法裁判所に付託した。

【先決裁定】

欧州司法裁判所は、本件の子らは二つの構成国の国籍を有しているためEC条約一七条（EU機能条約二〇条）から導かれるEU市民の地位を享受できること、さらに、その姓を規律する準則に関して、EC条約一二条（EU機能条約一八条）の国籍に基づく差別を受けない権利を利用できるとした上で、「ある構成国の行政当局がその国に居住しその国の国籍と他の構成国の国籍を有する未成年の子らの姓の変更の申立を拒絶することは、申立がこの子らが他の構成国の法と伝統に従い有する姓を称するためのものであるときには、EC条約一二条（EU機能条約一八条）・一七条（EU機能条約二〇条）に違反する。」⁽¹⁸⁾とす。すなわち、子はベルギーに合法的に在住するスペイン人であること、スペイン法とベルギー法に基づいて二つの異なる姓を持たざるを得ないという、子らの家族の氏が異なることから生じる様々な重大な支障（serious inconvenience / sérieux inconvénients）を理由に二重国籍者を不利な立場に置くことになることから、ベルギー法がEC条約一二条（EU機能条約一八条）・一七条（EU機能条約二〇条）に違反する⁽¹⁹⁾としたのである。

②二〇〇八年の Grunkin-Paul 事件⁽²⁰⁾

【事実】

いずれもドイツ国籍を有する Grunkin と Paul の間に生まれた子 Leonhard Matthias（ドイツ国籍）はデンマークで出生し、以来同国に居住していた。Leonhard Matthias が居住しているデンマークでは、両親のそれぞれの氏姓の結合が認められているため、デンマーク法に従い、その子の姓は、Grunkin-Paul と決定され、登録された。これに対し、ドイツ当局は、デンマークで登録された姓のドイツでの記入登録は、ドイツ民法施行法（EGBGB）一〇条一項に従い指定されるドイツ実質法の規定に反するとして拒絶した。ドイツ民法の関連規定によ

れば、父母の結合姓は認められておらず、子は父母のいずれか一方の姓を名乗らなければならないからである。そこで、ドイツ当局が、Grunkin-Paul という子の氏を登録を拒絶したが、EC 条約一二条 (EU 機能条約一八条) ・一八条 (EU 機能条約一二条) に違反するか否かが問題となった。

【先決裁定】

欧州司法裁判所は、本件の子 Leonhard Mathias は、ドイツで国籍に基づく差別を受けているわけでないため、EC 条約一二条 (EU 機能条約一八条) は関連性を持たないとした上で、本件におけるドイツの措置が彼の身元証明等に関して様々な重大な支障 (sérieux inconvénients) をもたらすことよって、EC 条約一八条 (EU 機能条約一二条) の移動及び居住の権利の行使を妨げるおそれがあると⁽²¹⁾した。また、唯一の連結点として国籍を使用することにより、本件の子はデンマークとドイツの国境を越えるたびに姓を変えなければならないこととなるため、安定性と継続性という目的に反する結果をもたらすことを理由に、ドイツ政府が主張する条約違反の客観的正当化も認められなかった⁽²²⁾。

③二〇一〇年の Sayn-Wittgenstein 事件⁽²³⁾

【事実】

ドイツに居住するオーストリア人女性が貴族の爵位を持つドイツ人との養子縁組によって、爵位と貴族の称号を示す Fürstin von Sayn-Wittgenstein (ザイン＝ヴィトゲンシュタイン侯爵夫人) という姓を取得し、オーストリアでこの姓を届け出た。それから一五年後、オーストリアの民事登録簿におけるその姓の最初の記載の Fürstin von の部分は職権で削除・訂正され、姓は Sayn-Wittgenstein に変更された。オーストリア当局は、オーストリアにおいて貴族制度を廃止した「爵位廃止法」に基づき、当該姓の変更を行ったものであった。同法

はオーストリア人の法の下の平等を実現するための法律であり、憲法と同等の地位が認められていた。そこで、オーストリア当局による姓の変更がEU機能条約二一条一項の移動及び居住の権利の行使に違反するか否かが問題となった。

【先決裁定】

欧州司法裁判所は、一構成国の当局が同国民の姓の全ての要素を居住先の構成国で決定されたとおりに承認するのを拒絶することはEU機能条約二一条が認める移動及び居住の自由の行使に対する制限であるとした上で、⁽²⁴⁾「確立された判例法に従い、人の移動の自由に対する制約は、客観的考慮に基づき、かつ、⁽²⁵⁾国内法が追求する正当な目的に対して比例性を有している場合にのみ正当化される」とし、オーストリアの憲法史上、爵位廃止法を、国家的アイデンティティの一要素として、正当な利益とEU法の下で認められている人の自由移動の権利との間で比較衡量を行う際に考慮に入れることができるということを認めなければならないこと、オーストリアの憲法的状況に言及することによりオーストリア政府が援用する正当化は、公序の援用と解釈されるべきであること、公序に関する客観的な考慮は、一構成国が同国民に対し、他の構成国で付与された姓を承認するのを拒絶することを正当化しうると判断した。⁽²⁶⁾

三 EU国際私法における承認論

1 問題設定

前章で述べたような「相互承認原則」の適用範囲の拡大とともに、EU国際私法においては、法の統合を進める際に使われる手法として、承認という方法が、従来の抵触法的手法と競合する手法として注目されている。同

時に、そもそも承認という方法が法統合を進める際の有用な手段たりうるのかという観点から、承認という方法の意義、対象、要件、効果、そして、その方法を用いることの問題点等について議論が行われるようになってきている。そして、このようなEUの「承認論」における議論の焦点は、EUにおける民事司法協力の関連立法であるブリュッセルI規則やII bis 規則等ですでに認められている判決の相互承認についてはなく、むしろ、法的状況の承認という方法 (la méthode de la reconnaissance des situations juridiques) を国際私法上認めるべきか否かという点にあるといえよう。すなわち、EUの「承認論」においては、一構成国で適法に創設された法的状況を他の構成国は承認すべきであるのか否か、あるいは、他の構成国はあらたに国際私法による準拠法選択を行い、再度その法的状況を評価すべきなのかという問題設定がされているのである。

先に「相互承認原則」の拡大の部分で述べたような、会社の法人格の相互承認や人の氏名の相互承認に関する欧州司法裁判所の先決裁定は、いずれも、各構成国のとった措置や法令がEC条約 (EU機能条約) の定める基本的自由に違反するか否かが争われた事案である。しかしながら、各構成国の措置や法令を条約違反としたことで、結果的に、ある構成国で認められた会社の法人格や人の氏名といった法的状況を、他の構成国が承認しなればならないという結論が導き出されている。もともと、各構成国の措置や法令が条約に違反するか否かについては、一般の利益の要求といった一定の要件の下での審査が行われているため、相互承認が無条件に行われているわけではないことに注意する必要がある。

以下では、P. Lagarde の論文で挙げられている法的状況の承認に関しての検討項目に従い⁽²⁷⁾、承認の意義、承認の対象、承認の要件、効果、さらに、法的状況の承認という方法を用いていると考えられる国際私法立法や条約の紹介を行うこととする。

2 承認の意義

P. Mayerによれば、「承認」という観念には少なくとも二つの意味があるとされる⁽²⁸⁾。一つは、外国判決の承認でいうところの承認である。これは外国判決によって確認又は形成された法的状況を承認することを意味する。もう一つは、拡張的な効力を持つ承認、より正確にいえば属地的に拡張された効力をもつ承認である。そのような承認の例として、EU法上の相互承認原則が挙げられている。相互承認原則による承認の効果は、EUの他の全ての構成国に及びうると考えられるからである。

EU国際私法上の承認論においては、法的状況の承認が問題となっている。すなわち、一構成国で適法に創設された法的状況を他の構成国は承認すべきなのか、それとも、他の構成国は国際私法による準拠法選択を再度行い、その法的状況を評価すべきなのかということである。その前提として、そもそも国際私法上、法的状況の承認という方法が、従来認められてきた外国判決の承認と並ぶ方法として認められるべきであるのか否か。外国判決の承認と法的状況の承認とは、どのような違いがあるのが問題となろう。

外国判決の承認と法的状況の承認の違いとは何か。外国判決の承認と法的状況の承認とは同一に論じられるのか。この点について、P. Lagardeは、両者を二元的に区別する立場と、両者を区別せず一元的に把握する立場があると整理している⁽²⁹⁾。

まず、両者を区別する立場の論者として、P. Mayerが挙げられる。Mayerは、法的状況の承認と判決の承認の違いについて論じる際に、決定 (decisions) と法規との区別から出発する(なお、ここにいう決定とは、後述するように、国家の判決や国家の他の決定等を含む広い概念である)。すなわち、法的状況が判決から生じているのか、法規そのものから生じているのかを区別するのである。そして、法的状況が判決から生じている場合、承認されるのは判決であり、法的状況は間接的に承認されるにすぎないとする。また、法的状況が法規の適用から生じて

いる場合、その法規が何であるかを決定しなければならず、それは準拠法選択を行うべき法律の抵触の問題であると捉えている。⁽³⁰⁾

つぎに、外国判決の承認と法的状況の承認とを区別せず、一元的に把握する立場の論者は、ある特定の法規に従い外国で創設された法的状況は既成の事実であるため、たとえその状況について判決が下されていないとしても、既に存在している法律関係が確かに存在していることを明確にするために、わざわざ法廷地の抵触規則に従い準拠法決定を行う必要はないと主張する。⁽³¹⁾

これらの二つの立場の相違は、承認国において行わなければならない方法という観点から見れば、大変重要である。というのも、法的状況の承認と決定の承認とを区別する P. Mayer のような見解に従えば、法的状況が法規の適用から生じている場合には、その法規が属する法秩序を選択しなければならず、まず法廷地の抵触規則に従い準拠法を指定することになる。⁽³²⁾ それに対し、後者の見解に従えば、法廷地の抵触規則に従い準拠法を選択するのではなく、法的状況を直接承認するための承認要件がまず充足されているか否かを検討することになる。⁽³³⁾

ところで、P. Mayer は、法的状況の承認という方法を決定の承認という方法とは別の法の抵触を解決する方法の一つとして位置づけている。前者は後者の幾つかの特徴を借用したものであり、両者の類似点として次の四点、すなわち、①承認という方法は法廷地抵触規則の適用とは異なること、②法廷地とは別の具体的な観点を法廷地法秩序が是認することを承認が対象としていること、③承認を受けうる具体的な観点は「結晶化」していること、④承認という方法は中立的ではなく、法的現実を事実的な状況に合わせることを助長すること、を挙げている。⁽³⁴⁾

①は、「法廷地の抵触規則が指定する法秩序の法規の適用から法的状況が生ずるわけではない」ということを

意味している。⁽³⁵⁾ ②について、P. Mayerは、「承認は必ず二段階のプロセスを伴う。すなわち、まず、法廷地国際私法からは導かれない観点の決定、次に、法廷地国際私法の設定する要件の審査によってこの具体的な観点を法廷地の中に受容することの決定である。この二段階のプロセスが承認の特徴である。このプロセスは、外国判決の効果との関連において、そしてより一般的には法廷地の外にある具体的な観点を表明する外国の決定の効果との関連において機能している。決定がない場合は、この法廷地とは別の具体的な観点は潜在的なものにすぎず、したがって、これを確定すると同時に、その承認を正当化する根拠を決定しなければならぬ。」とする。⁽³⁶⁾

③について、「承認を受けうる具体的な観点は、潜在的なものであるにせよ、何らかの形ですでに『結晶化(cristalline)』をれていなければならない。この結晶化を根拠に承認の問題が提起されるのである。既に見たように、決定の承認の方法においては、承認は、当事者の予測と決定の *autorité* という二つを尊重することから必要とされる。決定がない場合、この結晶化に基づき、当事者が正当な予見を有していたことを理由としてのみ、結晶化された法的状況が承認されるのである。⁽³⁷⁾ 「結晶化」という事象があるとみることのできる諸事情の中で、最も重要なのはおそらく法的状況の成立又は第三者に対する対抗可能性についての機関の関与である。この機関が決定につき弱い決定権限しか有しない場合でもそうである。承認されるのは公的機関による行為ではなく、「中略」機関が創設に寄与した法的な状況である。例えば、戸籍吏による婚姻の挙行であるとか、法人の登録やパートナーシップの登録を管掌する機関による登録がそうである。当事者が法的状況の有効性に置く信頼は、問題となつて公的機関が受理の前に一定の審査を行う場合には、特に強い。⁽³⁸⁾ 「他の結晶化の類型は、仲裁人のように、当事者がその紛争の解決の任務を与えた者による法的状況の具体的な表明である。仲裁判断に適用される法を審査する代わりに、諸国が今日、仲裁判断の承認という観点から推論する理由はここに⁽³⁹⁾ある。」とする。④の特徴は、③の特徴と関連しているとし、「当事者の予見を尊重するために、承認という方法は法律行為の有効

性、より一般的には法的現実を事実的な状況に合わせようとする。」と説明している。⁽⁴⁰⁾

3 承認の対象

「承認論」の論文が注目しているのは、承認という方法の対象としてはどのようなものが考えられるか、という点である。

P. Mayer は、決定の承認の方法と法的状況の承認の方法という二つの方法を分け、前者の方法が用いられる場合として、①国家の判決、②国家の他の決定、③既判力を伴わない公的機関の行為、④仲裁判断を挙げている。⁽⁴¹⁾ これらのうち、①国家の判決(例えば、EUのブリュッセルI規則やブリュッセルII規則における外国判決の承認)や②国家の他の決定(例えば、非訟事件における裁判(養子決定、夫婦財産制の変更を許可する決定)、行政機関による決定(児童福祉機関のとった未成年者の保護措置、行政命令による氏の変更の許可等)が承認の対象となりうることについては、これまで認められてきたとおりであるとする。

それに対し、③既判力を伴わない公的機関の行為については、これを公的機関の関与により創設された法的状況の問題と捉えることも可能であり、承認の対象とすべきかについては争いがあるとしている。そもそも、公的機関による行為(acte public)という観念は、訴訟事件における判決を除き、私法的な関係における公的機関の関与の総体を包摂するものとして定義される。⁽⁴²⁾ P. Mayer は、既判力を伴わない多くの公的機関による行為は、証明力や執行力である手続的效果に対立するものとしての実質的效果(effet substantiel)を生み出すとし、それらの効果のうち特に、決定的效果(effet decisionnel)と名義的效果(effet de titre)とは区別されなければならないとする。⁽⁴³⁾ P. Mayer は、③既判力を伴わない公的機関の行為のうち、決定的效果を生じさせる公的機関の行為(非訟事件における裁判や行政機関による離婚等)については、②国家の他の決定に分類することが可能であるとす

る。また、名義的効果を生じさせる公的機関の行為としての、公的機関による一定の許可や方式上の行為（当事者の養子縁組の意思表示を受領し、一定の審査を行うにとどまるユーゴスラビアの機関の役割、タイの戸籍吏の面前での夫婦による離婚の意思表示が行われた場合の戸籍吏の役割等）を承認しうるか否かについては、これらの行為は、絶対的な形でその創設を宣言するものではないが、法律行為と結合して、法的状況の創設に必要であるという意味で、相対的な決定と捉えることができ、その効果を承認しうるとする。⁽⁴⁴⁾

P. Lagarde は、⁽⁴⁵⁾ 法的状況の承認と決定の承認との関係をどのように捉えるかにより、承認の対象についての見解も異なるとする。すなわち、P. Mayer のように、法的状況の承認と決定の承認とを区別する立場の論者は、承認の対象の範囲を決定と最も近似した法的状況、すなわち、公的機関の関与により創設された法的状況に限定しようとする傾向があると分析する。それに対し、両者を一元的に捉える立場は、より広い範囲の法的状況についてこの承認という方法を用いようとする傾向があると理解するのである。

すでに述べたように、P. Mayer は、法的状況が承認の対象とされるためのミニマムな要件として、（公的機関等の関与によって）「結晶化された」法的状況（situation cristallisee）が存在すること（戸籍吏による婚姻の挙行、法人の機関への登記、パートナーシップの登録を管掌する機関による登録等）を挙げているが、P. Lagarde は、法的状況という言葉は多義的であると指摘している。⁽⁴⁶⁾ その上で、確かに、法的状況が、公的機関の関与の対象となつている場合、結晶化は存在するが、関与には様々な段階があり、それゆえ結晶化される法的状況にも様々な種類があり、そのことが承認という方法が認められる分野についての議論に影響を及ぼしうると彼は分析している。P. Lagarde は、公的機関が法的状況の創設に積極的に関与する場合（婚姻、争訟性のない離婚、氏の変更等）と公的機関が法的状況の実現に大して寄与せずに法的状況を受理したり登録したり、あるいは私的な合意の単なる証人として、消極的な役割を果たす場合（売買に関する公正証書、公正証書遺言）とに区別する。前者は、規範的な公

的機関の行為 (les actes publics normatifs) 又は決定的な公的機関の行為 (les actes publics décisionnels) と呼ばれ、後者は決定的でない公的機関の行為 (les actes publics non décisionnels) 又は受諾的な公的機関の行為 (les actes publics receptifs)、⁴⁷ さらに確認的な公的機関の行為 (les actes publics constatifs) と呼ばれることがある。また、同様の意味で、公的機関の行為 (les actes publics) と準公的機関の行為 (les actes quasi-publics) という用語に区別する見解もある。

P. Lagarde は、公的機関が法的状況の創設に積極的に関与するような公的機関の行為について、承認という方法は確かに適しているとする。⁽⁴⁷⁾ しかし、残された問題があることを指摘している。多くの論者は、承認という方法は、決定的効果及び実質的效果において行為全体を対象としていると理解しているが、P. Côté のような論者は、公的機関の行為の実質的效果を承認の対象から除外し、実質的效果については、法律の抵触という方法に従わせるべきであるとするからである。

決定的でない公的機関の行為については、より激しい議論が展開されている。まず法の抵触の処理方法に従い、法廷地の抵触規則に従って準拠法を指定する立場と決定的でない公的機関の行為についても、承認という方法の対象とする見解とが対立している。

4 承認の要件及び効果

法的状況の承認を認める場合には、承認の要件及び効果についても検討する必要がある。すなわち、外国判決の承認がある特定の要件に従うのと同様に、法的状況の承認もある特定の要件に従うべきか否かが問題となる。法的状況の承認の要件を判決承認の要件にどれだけ調和させて考えるかが議論されている。

P. Lagarde は、法的状況の承認要件として、次の四つの要件、すなわち、①密接関連性の要件、②強行性及

び公序、③法律詐欺、④当事者の法的な予見可能性の尊重を挙げ、各々について検討している。⁽⁴⁸⁾ 第一の①密接関連性の要件は、間接管轄と対をなすものであるとする。この考えは、本源国は当該状況を創設する資格を有していなければならないというものである。判決承認については、外国裁判所が承認国の法秩序の観点から管轄を有しなければならぬのと同様に、法的状況の承認については、幾人かの学者によって用いられている用語に従えば、本源国の法秩序は、承認国の法秩序の観点から再構築されなければならないことになる。承認という方法に好意的な論者の全てがこの要件を採り上げているが、かりにこの要件を非常に厳格なものと解するならば、その承認を實質的に無にし、かつ準拠法に関する要件を間接的に復活させてしまおうおそれがある。P. Lagarde は指摘している。⁽⁴⁹⁾ 後述する一九七八年三月一四日の婚姻の挙行及びその有効性の承認に関するハーグ条約も、この密接関連性の要件を設けていない。第二に、②公序の要件を考慮に入れないわけにはいかない。第三に、③多くの論者は、承認という方法を認めているが、それは法律詐欺によって法的状況が損なわれていないという条件付きであるとする。かりに虚偽の外観の創設にあたり詐欺が存在する場合には、法律詐欺が罰せられるべきことは疑う余地はない。当事者がある準拠法の適用を逃れるためにある特定の国において法的状況を創設しようとする場合の解決はあまり明瞭ではない。もともと、密接関連性の要件を明確に定義することで、法律詐欺のリスクは減じるものと思われる。④当事者の正当な期待の尊重は、承認という方法の根拠の一つとして指摘されてきたが、これもまた承認要件の一つである。要するに、法的状況は、それが別の国において承認されることを当事者が信じている場合にしか、承認されるに値しない。さもなければ、承認国は承認を拒絶しうるであろう。

このほか、法的状況の承認は、法的状況の成立だけでなく効果の承認をも含むのか否か、すなわち、全ての効果の承認なのか、効果の一部の承認なのかについても議論がある。そもそも法的状況の本源国によって予定されている効果が問題となっているのか、承認国によってそのような状況に付与された効果が問題となっているのか。

法的状況と同じ範疇に属するものについて、大多数の見解は、承認とは事実的な状況の承認であることを根拠に、本源国法によって予定されている効果にとどまるとしている。

最後に、法的状況の承認という方法を用いていると考えられる国際私立法や条約について紹介する。実定法上の規定として、一九七八年の婚姻の挙行及びその有効性の承認に関するハーグ条約の九条一項やスイス国際私法四五条の規定などがある。ハーグ条約九条一項は、「挙行地国の法律に従い有効に挙行された婚姻又はその挙行地国の法律の下で有効となるに至った婚姻は、本章の規定に従い、全締約国において有効なもののみなされる。」とし、スイス国際私法四五条は、「①外国において有効に挙行された婚姻はスイスにおいて承認される。②当事者の少なくとも一方がスイス国民であるか、又は当事者の双方がスイスに住所を有する場合には、外国において挙行された婚姻は、スイス法の無効事由を回避する明白な意図で挙行地を内国に移したのでない限り、承認される。③同性間で外国において有効に挙行された婚姻は、スイスにおいて登録パートナーシップとして承認される。」と定めている。このほか、近時の立法の中にも同様に法的状況の承認を認める規定が散見される。

四 おわりに

EUにおける「相互承認原則」の拡大に伴って生じた議論であるEU国際私法上の「承認論」は、様々な問題を提起する。

筆者は、承認の対象を裁判所による判決に加え、外国国家机关による決定にまでは広げることが可能であると考えているが、同じ外国国家机关の関与でもそれが消極的なものである場合には（単なる届け出の受理等）、承認の対象に含めることは難しいと考えている。⁽⁵⁰⁾したがって、法的状況の承認を認めることにはなお疑念を抱いてい

る。

フランスの P. Mayer は、承認の対象とされる法的状況として、公的機関等の関与によって「結晶化された」法的状況 (situation cristallisée) が存在すること (戸籍吏による婚姻の挙行、法人の機関への登記、パートナーシップの登録を管掌する機関による登録等) を挙げている。そして、その結晶化された法的状況に基づき当事者が正当な予見を有していたことを理由に、その法的状況を承認し、その有効性を促進することが考えられるとしている。もっとも、このような有効性の促進という理由のみでは、他にも選択的連結の抵触規則による準拠法の指定という方法も考えられ、法的状況の承認という方法を採用する理由として不十分であるとの指摘もある。

また EU の「承認論」においては、承認という方法が有効な手段であると考えられる法的状況として、欧州司法裁判所の先決裁定で認められた会社の法人格の承認や氏名の承認という問題以外にどのようなものが考えられるかも議論されている。そのような例として、登録パートナーシップも考えられている。

さらなる問題として、EU 法上の「相互承認原則」を契機とするこの「承認論」は、EU 以外の国においても妥当する議論なのか。現在の状況を見る限り、EU で法的状況の承認が認められるようなケースにおいては、承認は EU 構成国の範囲に限られ、求められているのは EC 条約 (EU 機能条約) における EU 市民としての自由の享受であるようである。

かりにこの「承認論」が EU 以外の国においても妥当する議論であるとして、判決の承認以外に法的状況の承認を認める場合には、どのような事項についてそれを認めるべきなのかという承認の対象の問題や、どのような要件のもとで、法的状況の承認を認めるのか、など論じるべき点は多い。

また、法的状況の承認がかりに認められる場合には、承認要件との関係でさらに問題が生じうる。例えば、先に挙げた一九七八年のハーグ条約の規定のように、いかなる制限も設けずに、ある国で創設された法的状況を他

国で承認するのか、それとも、より厳格な制限を設け、例えば、密接関連性の要件のように、最初に法的状況を創設した国が当事者の本国である、あるいは、当事者がその国に常居所を有していたことを条件に、その法的状況を承認するといったことも考えられる。

これ以外にも、法的状況の承認が認められる場合には、法的状況の効力を規律するのは、本源国法なのか、承認国の抵触規則によって指定される法であるのかについても議論の余地がある。この点については、承認国の抵触規則によらせるとする見解の方が有力なようである。承認論というのは、結晶化された法的状況に基づき当事者が正当に予見していたことを理由に、その法的状況を承認し、その有効性を促進しようとするものである。そして、法的状況の効力の問題は、法的状況の成立の問題と分離可能であるとも考えられる。

いずれにせよ、EUの「承認論」はまだ始まったばかりであり、今後のさらなる議論の深化が望まれよう。

- (1) Jayme/Kohler. «Europäisches Kollisionsrecht 2001: Anerkennungsprinzip statt IPR?», IPRax 2001, S. 501ff.
- (2) 承認論に関する論文として、以下のものがある。Paul Lagarde, «Développements futurs du droit international privé dans une Europe en voie d'unification : quelques conjectures», RabelsZ, 2004, pp. 225 et suiv. Pierre Mayer, «Les methods de la reconnaissance en droit international privé», in Le droit international privé: esprit et méthodes, Mélanges en l'honneur de Paul Lagarde, 2005, pp. 547 et suiv. Gian Paolo Romano, «La bilateralité écripsée par l'autorité. Développements récents en matière d'état des personnes», Revue critique de droit international privé, 2006, pp. 457 et suiv. Silvain Bollée, «L'extension du domaine de la méthode de reconnaissance unilatérale», Revue critique de droit international privé, 2007, pp. 307 et suiv. Paul Lagarde, «La reconnaissance mode d'emploi», in Vers de nouveaux équilibres entre ordres juridiques, Liber Amicorum Hélène Gaudemet-Tallon, 2008, pp. 481 et suiv. Ch. Pamboukis, «La renaissance-métamorphose de la méthodes reconnaissance», Revue critique de droit international privé, 2008, pp. 513 et suiv. La reconnaissance des situations en droit

- international privé sous la direction de Paul Lagarde, 2013. また、わが国への点について論じた文献として、中西康「EU法における『相互承認原則』についての考察—国際私法方法論の観点から—」法学論叢一六二巻一〜六号（二〇〇八年）二二八頁以下、がある。
- (3) EU機能条約八一条は、EUは裁判上及び裁判外の決定の相互承認原則に基づき、民事司法協力を発展させること。この協力には、加盟国の法令の調和措置が含まれうることを定めている。
- (4) Règlement (CE) n° 44/2001 du 22 décembre 2000, concernant la compétence judiciaire, la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale, JOCE L 12, p. 1. ブリュッセルI規則に「つづは」中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する二〇〇〇年十一月二二日の理事会規則（EC）44/2001（ブリュッセルI規則）【上】【下】」国際商事法務三〇巻三号（二〇〇二年）三一一頁、同三〇巻四号（二〇〇二年）四六五頁を参照。
- (5) Règlement n° 1347/2000 du Conseil du 29 mai 2000 relatif à la compétence, la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière matrimoniale et en matière de responsabilité parentale des enfants communs, JO n° L 160 du 30 juin 2000, p. 19.
- (9) Règlement (CE) n° 2201/2003 du Conseil du 27 novembre 2003 relatif à la compétence, la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière matrimoniale et en matière de responsabilité parentale abrogeant le règlement (CE) n° 1347/2000, JO n° L 338 du 23 décembre 2003, p. 1.
- (7) そのような例として、欧州司法裁判所が二〇〇三年三月二八日に下したKrombach 事件における先決裁定（Case C-7/98, *Krombach v. Bamberski*, [2002] ECR I-1956）を挙げることもある。Krombach 事件に「つづは」、中西康「ブリュッセルIにおける外国判決承認要件としての公序の機能的部分的変容」『現代民事司法の諸相（谷口安平先生古稀祝賀）』（成文堂・二〇〇五年）六九七頁以下を参照。
- (8) Case 120/78, *Reue-Zentral AG v. Bundesmonopolverwaltung für Branntwein (Cassis de Dijon)* [1979] ECR 649, *Cassis de Dijon* 事件に「つづて」、詳しくは、中西康「カシス・ド・ディジョン事件—無差別的措置と「数量制限」と同等の効果を有する措置—」中村民雄＝須網隆夫編著『EU法基本判例集【第二版】』（日本評論社・二〇一〇年）一

七五頁以下を参照。

- (9) Case 120/78, *Cassis de Dijon*, [1979] ECR 649, paras. 1-6.
- (10) *Ibid.*, para. 8.
- (11) *Ibid.*, para. 14.
- (12) そのように、アムステルダム条約以降、民事司法協力において相互承認原則が強調されてきていることについては、詳しくは、中西康「アムステルダム条約後のEUにおける国際私法—欧州統合と国際私法についての予備的考察—」国際法外交雑誌一〇〇巻四号(二〇〇一年)五六頁以下、同・前掲注(7)七一〇頁以下を参照。
- (13) Case C-212/97, *Centros Ltd. v. Erhvervs- og Selskabsstyrelsen*, [1999] ECR I-1459. Centros 事件に「さつ」詳しくは、由布節子「セントロス社事件 (EU法の最前線第七回) 貿易と関税四八巻四号(二〇〇〇年)一五六頁以下、森田果「ヨーロッパ国際会社法の行方(一)」民商法雑誌一三〇巻四・五号(二〇〇四年)一八四頁以下を参照。
- (14) Case C-208/00, *Überseering BV v. Nordic Construction Company Baumanagement GmbH (NCC)*, [2002] ECR I-9919. Überseering 事件に「さつ」詳しくは、森田・前掲注(13)一八七頁以下を参照。
- (15) Case C-167/01, *Kamer van Koophandel en Fabrieken voor Amsterdam v. Inspire Art Ltd.*, [2003] ECR I-155. Inspire Art 事件に「さつ」詳しくは、森田果「ヨーロッパ国際会社法の行方(二)」民商法雑誌一三〇巻六号(二〇〇四年)一三六頁以下を参照。
- (16) Case C-411/03, *SEVIC Systems AG*, [2005] ECR I-10805.
- (17) Case C-148/02, *Carlos Garcia Avello v. Belgian State*, [2003] ECR I-11613. Garcia Avello 事件に「さつ」詳しくは、中西康「氏名の変更と EU市民権としての国籍差別からの自由 (EU法の最前線第五六回) 貿易と関税五二巻一二号(二〇〇四年)七二頁以下、同「EU法における『相互承認原則』についての考察—国際私法方法論の観点から—」法学論叢一六二巻一〜六号(二〇〇八年)一三三六頁以下を参照。
- (18) *Ibid.*, para. 45.
- (19) *Ibid.*, paras. 27-37.
- (20) Case C-353/06, *Grunhitz-Paul*, [2008] ECR I-7639. Revue critique de droit international privé, 2009, p. 80, note P.

- Lagarde, 西連寺隆行「氏名の承認拒否とEU市民の移動・居住の自由（EU法の最前線第一一〇回）」貿易と関税五
七卷六号（二〇〇九年）七一頁以下を参照。
- (21) *Ibid.*, paras. 17-28.
- (22) *Ibid.*, paras. 29-32.
- (23) Case C-208/09, *Sayn-Wittgenstein*, [2010] ECR I-I-3693. Sayn-Wittgenstein 事件について詳しくは、中西康「氏名とEU市民権——貴族の爵位の承認拒絶の正当化と憲法的アイデンティティ（EU法の最前線第一五三回）」貿易と関税六一巻一号（二〇一三年）八六頁以下を参照。
- (24) *Ibid.*, para. 71.
- (25) *Ibid.*, para. 81.
- (26) *Ibid.*, paras. 83-85.
- (27) Paul Lagarde, « Introduction au thème de la reconnaissance des situations: rappel des points les plus discutés », La reconnaissance des situations en droit international privé sous la direction de Paul Lagarde, 2013, pp. 20 et suiv.
- (28) Pierre Mayer, « La reconnaissance : notions et méthodes », in La reconnaissance des situations en droit international privé sous la direction de Paul Lagarde, 2013, pp. 27 et suiv.
- (29) Paul Lagarde, art. préc. (note 27), p. 20.
- (30) Pierre Mayer, art. préc. (note 2), pp. 549 et suiv.
- (31) Ch. Pamboukis, art. préc. (note 2), p. 526.
- (32) Pierre Mayer, *op. cit.*, p. 560.
- (33) Silvain Bollé, art. préc. (note 2), p. 330.
- (34) Pierre Mayer, *op. cit.*, pp. 560 et suiv.
- (35) Pierre Mayer, *op. cit.*, p. 560.
- (36) Pierre Mayer, *op. cit.*, p. 561.
- (37) Pierre Mayer, *op. cit.*, p. 562.

- (38) Pierre Mayer, *op. cit.*, p. 562.
- (39) Pierre Mayer, *op. cit.*, p. 562.
- (40) Pierre Mayer, *op. cit.*, p. 564.
- (41) Pierre Mayer, *op. cit.*, pp. 549 et suiv.
- (42) Pierre Mayer, *op. cit.*, p. 554.
- (43) Pierre Mayer, *op. cit.*, p. 554.
- (44) Pierre Mayer, *op. cit.*, pp. 555 et suiv.
- (45) Paul Lagarde, art. préc. (note 27), p. 20.
- (46) Paul Lagarde, *op. cit.*, p. 21.
- (47) Paul Lagarde, *op. cit.*, p. 21.
- (48) Paul Lagarde, *op. cit.*, pp. 22 et suiv.
- (49) Paul Lagarde, *op. cit.*, p. 23.
- (50) 中西・前掲注(2)二二〇頁必ずどこ指摘されたらならぬである。